

寒川町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 6 月 9 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 23 号

寒川町財務規則の一部を改正する規則

寒川町財務規則(昭和 40 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 57 条の 2」を「第 57 条の 3」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 指定代理納付者 法第 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者をいう。

第 44 条中「発行し難いもの」の次に「及び指定代理納付者が納付するもの」を加える。

第 3 章中第 57 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(指定代理納付者)

第 57 条の 3 町長は、政令第 157 条の 2 各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定代理納付者に指定することができる。

2 町長は、指定代理納付者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

3 町長は、第 1 項の規定により指定代理納付者を指定したときは、その旨を速やかに告示しなければならない。

4 前 2 項の規定は、指定代理納付者の指定を変更し、又は取り消す場合にこれを準用する。

5 町長は、納入義務者が、指定代理納付者が交付し又は付与する政令第 157 条の 2 第 2 項で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出たときは、これを承認することができる。この場合において、町長は、当該納入義務者にその旨を証する書面を交付し、領収書は交付しないものとする。

6 町長は、前項の規定により指定代理納付者による歳入の納付を承認したときは、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。この場合において、当該指定代理納付者が当該指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。